

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行

に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同)

二

### 訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

二

## 規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十三号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和三十七年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育長の項第七十九号中「（附則第二項の規定により同条例の施行の日前においても行うことができることとされる岐阜県川辺漕艇場の指定管理者の指定等」を

「。以下「漕艇場条例」という。（第六条第三項の規定による利用料金の承認」に改め、同項中第八十五号を第九十三号とし、第八十号から第八十四号までを八号ずつ繰り下げ、第七十九号の次に次の八号を加える。

八十 漕艇場条例第十条第三項の規定による岐阜県川辺漕艇場（以下「漕艇場」という。）の指定管理者の指定に関すること。

八十一 漕艇場条例第十条第五項の規定による指定管理者の名称等の変更届出の受付に関すること。

八十二 漕艇場条例第十一条第一項の規定による指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止に関すること。

八十三 漕艇場条例第十三条の規定による漕艇場の臨時休業又は休業日の変更、利用

時間の変更及び利用の制限に関すること。

八十四 漕艇場条例第十四条の規定による事業計画書の受付に関すること。

八十五 漕艇場条例第十五条の規定による漕艇場の管理業務の休止又は廃止に関する  
こと。

八十六 漕艇場条例第十六条の規定による公示に関すること。

八十七 その他漕艇場に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 秘書課に本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として行幸啓室を置き、前項の表秘書課の項第二号に掲げる事務を分掌させる。

第七条第二項中、「（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）」を削る。

第一百十一条第二項中、「教務課」を「総務課及び教務課」に改める。

第一百三十三条第一項の表一の部教務課の項の前に次のように加える。

総務課	1 学内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 教職員及び学生の福利厚生に関すること。 4 教育機器の運用及び教材に関すること。 5 学内の他の所掌に属さない事務に関すること。 6 国際情報科学芸術アカデミーの予算の執行及び会計事務 （収入を除く。）に関すること。
-----	--

第一百三十三条第一項の表一の部教務課の項第四号を次のとおり改める。

4 教授会に関すること。

第一百三十三条第二項を削る。

第一百四十一条第二項中、「教務課」を「総務課及び教務課」に改める。

第一百五十一条第一項の表教務課の項の前に次のように加える。

総務課	1 学内の庶務及び収入に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 教職員及び学生の福利厚生に関すること。 4 教育機器の運用及び教材に関すること。 5 学内の他の所掌に属さない事務に関すること。
-----	--

第一百五十一条第一項の表教務課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令第十四号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三生活衛生課の表中二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を二十二の項とし、二十の項を二十一の項とし、十九の項の次に次のように加える。

<p>二十 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第九条第一項の規定による地域の米穀事業者に対する勧告 2 法第九条第二項の規定による地域の米穀事業者に対する命令</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
--	--	--	------------------------------

附 則

この訓令は、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年七月一日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター